



●【税金】マイナンバー記入不要に！！

扶養控除申告書にマイナンバー記載の必要が無くなります。

ただし、会社と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「マイナンバー（個人番号）」については会社に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない旨を記載した上で、会社において、既に提供を受けている従業員等のマイナンバーを確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示するようにしなければならない。

尚、会社において保有しているマイナンバーとマイナンバーの記載が省略された者に係る扶養控除等申告書については、適切かつ容易に紐付けられるように管理しておく必要があります。

また、保険料控除申告書や住宅取得控除申告書は無条件で記載が必要なくなりました。

●労働基準監督署による事業所調査

厚生労働省より「労働基準監督年報」が発行され、平成26年の実績が発表されました。

これによると、労働基準監督官が会社に来るような調査（監督）は、166,449件あり、そのうち、毎月一定の計画に基づいて実施する監督等の「定期監督等」が129,881件（全体の78.0%）、労働者が労働基準監督署に申告をしたことで行われる「申告監督」が22,430件（全体の13.4%）となっています。

●定期監督

平成26年中に定期監督等を実施した事業場数129,881件のうち、何らかの法違反があったものは90,151件で約7割の事業場で法違反がありました。

そして、法違反の内容を法条項別の違反率でみると、以下のようになっています。

①労働時間に関する違反率 30.4%

②安全基準 28.4%

③割増賃金 22.1%

④健康診断 20.8%

⑤労働条件の明示 16.8%

⑥就業規則 12.7%

定期監督により約7割の事業場で法違反が見受けられたことから、企業としてはこれらの内容を中心にチェックしておくことが求められます。

●申告監督

労働者が労働基準監督署に申告をしたことで行われる「申告監督」

平成26年中に取り扱った申告件数は、31,709件（前年からの繰越しが4,620件、当該年中の新規受理が27,089件）となっており、このうち当年中に完結した件数は27,580件となっています。

そして、新規に受理した申告を申告条項別にみると、以下のようになっています。

①賃金不払 23,022件（新規受理件数の85.0%）

②解雇 4,239件（同15.6%）

●ここがポイント

労働者からの申告は「賃金不払」と「解雇」の問題が大多数です。

申告先が「監督署」ではなく「弁護士」や「労働組合」となった場合はどうなると思いますか？

監督署は行政機関であり、あくまでも行政指導までしかできませんが、法廷闘争になったり、組合が街宣車で押しかけてきたりすれば仕事になりませんね。

労働問題を予防することを最優先で取り組むことが大事なことだと思います。

関東Office

群馬県高崎市常盤町133番地

Tel.027-330-5557

東海Office

静岡県駿東郡清水町新宿214-22

Tel.055-981-1166

北陸Office

富山県富山市栃谷440番地5

Tel.076-471-8263